

公立小・中学校兼務教員取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、公立小・中学校における学校教育の充実に資するため、県費負担教職員のうち教諭及び養護教諭、栄養教諭（以下「教員」という。）が複数の公立小・中学校に勤務する場合の服務及び給与等の取扱いについて定めるものとする。

第2 名称

- (1) 複数の公立小・中学校教員としての発令を「兼務」といい、当該兼務により勤務する教員を「兼務教員」という。
- (2) 兼務教員を派遣する学校を「本務校」、兼務教員を受け入れる学校を「兼務校」という。
- (3) 原則として1週間当たりの勤務日の多い学校を「本務校」とする。

第3 兼務の要件等

- (1) 本務校及び兼務校は、原則、同一市町村内の小学校及び中学校とする。
- (2) 兼務の期間は、命じられた日から当該年度の末日までとする。

第4 定数措置等

- (1) 兼務教員の発令に係る定数措置及び非常勤講師等の措置は行わない。

第5 服務監督等

- (1) 本務校の校長は、兼務教員の服務を監督する。ただし、兼務校における勤務時間内においては、兼務校の校長が監督する。
- (2) 兼務教員は教育委員会に提出する服務関係の書類について、本務校の校長を経由して提出する。
- (3) 兼務教員の業務については、本務校からの出張とし、本務校の校長が命じる。

第6 給与、旅費

- (1) 給与支給事務については、すべて本務校で行う。
- (2) 兼務教員の勤務は、兼務手当の対象とならない（夜間中学に係る兼務を除く）。
- (3) 兼務教員の旅費は、本務校において支給する。

第7 手続き等

- (1) 市町村教育委員会が兼務の必要を認める場合、別紙「兼務教員発令に関する内申について」（様式1）を教育事務所に提出する。
- (2) 県教育委員会は必要と認める場合、別紙、人事異動通知書（様式2）を兼務教員に交付する。

第8 その他

この要綱の実施に関して必要な事項は、埼玉県教育委員会教育長が別に定める。また、上記の取扱いにより難しい場合は、県教育委員会と当該市町村教育委員会で協議する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。